

第4期

南丹市障害者計画及び

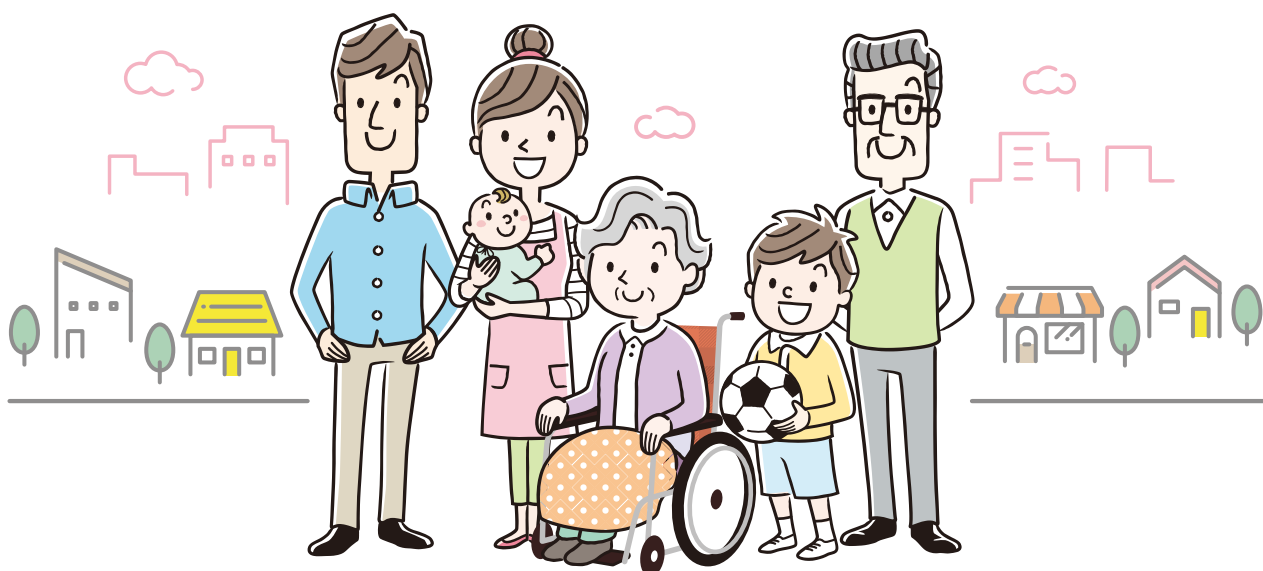
第7期

障害福祉計画

第3期

障害児福祉計画

概要版



ここに載っている計画はこちら

障害者計画

障がい者のための施策に関する基本的事項を定めた計画です。

障害福祉計画

障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定めた計画です。

障害児福祉計画

障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定めた計画です。



南丹市ホームページ

令和6年3月
南丹市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを付けています。

各ページの音声コードをユニボイスアプリで読み取らせると、内容を音声で聞くことができます。



:: 計画の基本理念

南丹市では、総合振興計画の障害福祉の分野に関する平成30年から10年後のビジョンとして「障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人も地域の一員として社会とかわりながら、地域のなかで安心して生活していける共生社会の実現をめざします。」を、総合振興計画において掲げています。

本計画においては、以下の理念の実現に向けて、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう、地域共生社会をめざします。

障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら 安心して暮らせるまち 南丹市

:: 計画の位置づけ、計画期間

本計画は、市の上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るもので、福祉分野の個別計画等との整合性を図ります。

また、「第4期南丹市障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までとし、必要に応じて見直しを行うものとします。「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までとし、国等の基本指針に基づき数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

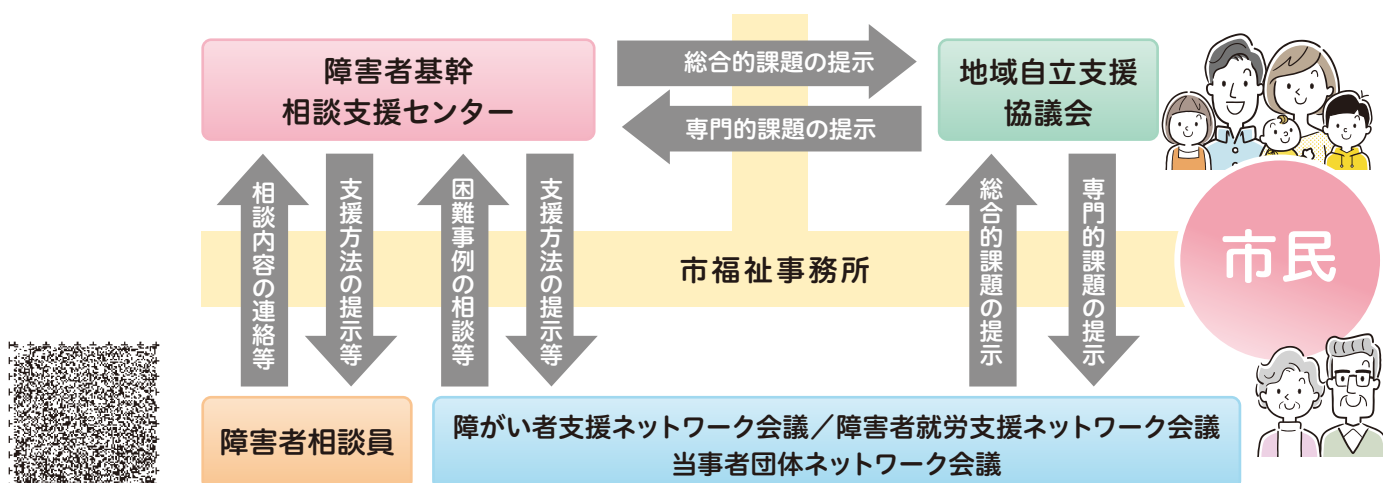
:: 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

地域自立支援協議会	学識経験者、障害福祉関係者、市民等が参画する協議会を開催
アンケート調査	障がいのある人と関係団体等に対しアンケート調査を実施
パブリックコメント	計画案に対するパブリックコメント(市民からの意見募集)を実施

:: 計画の施策に係る連携体制

障がいのある人に係る施策に関する連携体制は、以下のようになっています。



:: 第4期障害者計画

基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を設定し、以下の各施策に取り組んでいきます。

基本目標① 》ともに育ち、ともに学ぶために

障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障がいのある子どもへのきめ細やかで適切な支援を行って、子どもの健やかな成長と発達を推進します。

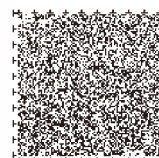
(1)子どもの健康維持・増進と障がいの早期療育	
● 母子保健事業の推進	● 早期療育体制の充実
● 障害児通園事業の充実	
(2)保育・教育の充実と生活習慣の確立	
● 早期発見・早期対応の充実	● 巡回相談事業の充実
● 障がい児保育の充実に向けた研修の充実	● 教育相談の充実
● 特別支援教育の推進	● 進路指導の充実
● 職員研修の充実	
(3)発達障がいなどの理解と支援の充実	
● 子育て発達支援センターにおける児童の成長発達への支援	● 発達相談事業
● 発達障がいの理解促進と二次障がいの予防	● 関係機関等の連携と協働
(4)放課後活動等の充実	
● 放課後、学校休暇期間の生活の充実	● 放課後等デイサービス事業所の活用
(5)自立と社会参加のための支援	
● 切れ目のない相談体制の連携	● 支援ネットワークの構築

基本目標② 》働く場や生きがいの創出のために

障がいのある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障がいのある人の雇用の促進については、個人の進路先の選択、一般就労への移行を進めていくため、企業や関係機関等の支援体制の整備を図ります。

就職した後の支援や退職後の再訓練等、障がいのある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

(1)雇用・就労の支援	
● 障がい者雇用の理解と啓発	● 職親制度の普及・啓発
● 障害福祉サービスにおける支援の推進	● 障がい者の就労促進の充実
● 職場への定着支援	● 福祉的就労の支援
● 農福連携	
(2)関係機関の連携と多様な就労機会の創出	
● ハローワークとの連携	● 教育・福祉との連携体制
(3)生きがいづくりの促進	
● スポーツ活動への参加	● 芸術文化活動の開催
● グループワーク事業	
(4)外出・移動の支援	
● 移動環境の整備	● 移動支援事業の活用



基本目標③ 》すこやかなくらしのために

障がいのある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障がいのある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴う様々な疾病等への対応も充実させる必要があります。また、難病や高次脳機能障がい等の障がいの多様化、ひきこもりや 8050 問題等の課題の複雑化もみられ、そういった方への支援の充実を図っていくことも重要です。障がいのある人等に対して、適切な保健サービス・医療等を充実させ、ニーズに沿った保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

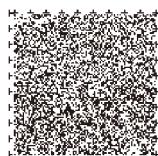
(1)保健・医療サービスの充実	
● 健康診査の充実	● 生涯を通じた健康づくりの推進
● 医療費助成制度の実施	● 医療体制の充実
(2)難病患者等への支援の充実	
● 難病患者等への支援	
(3)精神保健福祉施策の推進	
● 医療との連携体制の整備	● 精神疾患・精神障がいへの理解促進
● 相談支援の充実	

基本目標④ 》自立した生活をおくるために

障がいのある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていく必要があります。相談支援や権利擁護等、本市では地域生活支援事業の推進を図ります。さらに、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障がいのある人の多様なニーズに対応します。また、地域における福祉活動やボランティアの方々と連携した、地域での暮らしや支え合いの実現に向けた取組にも、力を入れていきます。

さらに、情報提供の充実を図り、地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

(1)相談体制の充実	
● 相談窓口の充実	● 相談支援の充実
● 地域における相談活動の充実	● 相談支援体制の強化
(2)情報提供体制の充実	
● 情報提供体制の多様化	● 情報提供体制の整備
● 障がいへの理解促進	
(3)権利擁護体制の充実	
● 成年後見制度の利用促進	● 日常生活自立支援事業の推進
● 障害者虐待防止対策の強化	● 障がいを理由とする差別の解消の推進
(4)生活の場の確保	
● グループホーム事業等への支援	
(5)包括的な支援体制の構築	
● 包括的な支援体制の構築	



基本目標⑤ 》安全で快適なくらしのために

安全・安心かつ生活に支障のない環境を整備することは、障がいのある人だけでなく、すべての住民にとって大切なことです。そのため、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備を図ります。

また、大規模な自然災害が発生した際に備え、地域住民をはじめ様々な機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図ります。

(1)だれもが住みやすいまちづくり	
● ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	
● 公共施設などの整備・改善	● 道路・交通安全施設の整備
(2)だれもが暮らしやすい居住環境づくり	
● 公営住宅におけるバリアフリー化	● 各種給付・融資制度の周知
(3)防災・防犯対策の推進と安全・安心な地域づくり	
● 地域における交流と周知	● 地域における防災・防犯体制の強化
● 南丹市災害時要援護者避難支援プランの推進	● 災害情報等の提供と防災意識の高揚

「ユニバーサルデザイン」

特定の年齢・性別・国籍・心身状態等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるよう、製品や建物、生活空間等を計画・設計すること、またそのようにしたもの

基本目標⑥ 》共感しあえる地域づくりのために

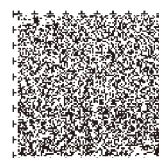
障がいのある人の「自立と社会参加」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民がお互いを尊重し合い、差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

このような社会を築いていくためには、行政だけでなく、企業、NPO等を含むすべての社会構成員が価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことが重要であり、住民一人ひとりの理解と協力をいかにして促進させていくかが最も大切なこととなります。そのためにはまず、人格や個性を尊重し合う共生社会の普及を図り、障がいのある人に関する住民理解を促進するための啓発活動を推進します。

(1)福祉の心・人権意識の高揚	
● 各種メディアの活用	● 障害福祉に関する啓発活動
● 相互理解の促進	● 関係団体等との連携の強化
(2)地域のふれあい、支えあいの促進	
● 地域コミュニティ・ネットワークづくり	● ボランティア養成講座の充実
(3)地域ぐるみのネットワークづくりの推進	
● 地域でのネットワーク体制の確立	

「ノーマライゼーション」

高齢者や障害のある人を特別扱いするのではなく、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方



:: 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

自宅での生活を支えるサービス (訪問系サービス)

- 居宅介護 (ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

障がいのある人本人の状況や暮らしの状況を踏まえて、自宅で過ごす際や外出時に必要な、その人の生活に沿ったサービスの提供を行います。



自立や社会活動を支援するサービス (日中活動系サービス)

- 生活介護
- 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援 (A型・B型)
- 就労定着支援事業
- 就労選択支援
- 療養介護
- 短期入所 (福祉型・医療型)

自立した生活を送るため、日中の食事や入浴、排せつ等を支援するとともに、就労や創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会経済活動への参加を支援します。



障がいの 障がいのある

- 身体障がいのある人
うち18歳未満
- 知的障がいのある人
うち18歳未満
- 精神障がいのある人
うち18歳未満
- 難病患者数
- 発達障がいのある人
(発達障がいの相談者数)

住まいの場を提供するサービス (居住系サービス)

- 共同生活援助 (グループホーム)
- 施設入所支援
- 自立生活援助

地域における自立した生活を支援するため、住まいの場 (グループホーム等) を提供するとともに、施設に入所している人に対する食事や入浴、排せつ等を支援し、日常生活を営むために必要な援助を行います。



■ 身近に相談できるサービス (相談支援)

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

適切なサービス利用に向けた相談や、希望する地域生活を叶えるための相談等、自立した生活を支えるため、そして地域生活を継続していくための相談支援を行います。



ある人・ 子どもの人数

2,743人

14人

429人

63人

343人

24人

328人

315人

京都府・南丹市資料
(令和4年度末時点)



■ 地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 要約筆記奉仕員養成研修事業
- 日中一時支援事業
- 生活サポート事業
- 社会参加促進事業
- 訪問入浴サービス事業
- 訪問生活介護事業
- 重度障害者等就労支援特別事業

障がいの有無に関わらず、能力や適性に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、利用者の状況に合わせて、柔軟に事業を実施します。

■ 障がいのある子どもへの支援

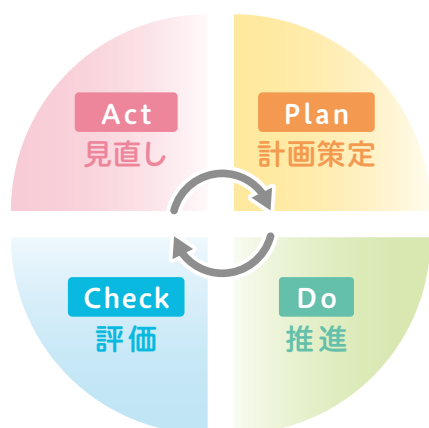
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 医療的ケア児等
コーディネーター
- 発達相談、OT相談、ST相談、
発達・発達支援相談
- ペアレントトレーニング
- 親子運動プログラム

障がいのある子どもたちや療育が必要な子どもたちへの切れ目ない支援を行い、子どもたちが元気にいきいきと過ごすためのサービスを提供します。



:: 計画の進め方

各施策の実施状況等について、南丹市地域自立支援協議会等に定期的に意見を聴きながら、適切な進捗管理を行っていきます。



Plan	・ 南丹市地域自立支援協議会 ・ 市の関係各課
Do	・ 市の関係各課や関係機関、 国府近隣市町村との連携による事業展開
Check	・ 南丹市地域自立支援協議会
Act	・ 随時施策に反映

「障がい」の表記について

1. 本市における「障がい者」の表記について

本市においては、平成18年11月17日に開催された「第1回南丹市身体障害者福祉大会」において、「障がい者」の表記についての提言がなされ、「障がい者」に対してより不快感を与えないよう、「害」を「がい」とひらがなで表記するよう改めるものとなりました。

2. 表記の基準

(1) 人を形容する場合はかな表記

「障害」という言葉が人を形容する場合は「障がい」と表記します。

対象が人ではない場合は「障害」と表記します。

【例：障害者 ⇒ 障がい者、身体障害 ⇒ 身体障がい、障害物 ⇒ 障害物 等】

(2) 国の法令や地方公共団体の条例等、法人・団体名等の固有名詞による表記

名称、固有名詞等は、変更せずに表記します。

【例：身体障害者手帳、障害福祉サービス等】

計画書の詳しい内容については、計画本編をご確認ください。

第4期南丹市障害者計画及び 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 【概要版】

令和6年3月発行

編集・発行 南丹市 福祉保健部 社会福祉課

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地

TEL 0771-68-0007 FAX 0771-68-1166

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

